



## JOHN DEERE G5 シリーズ ディスプレイ ユニット ソフトウェアに関する使用許諾契約書

重要 -- 以下の内容をよくお読みください：本使用許諾契約は、お客様と、ONE JOHN DEERE PLACE, MOLINE, IL 61265 を本社住所とする JOHN DEERE SHARED SERVICES, INC. (以下「ライセンサー」) との間で締結される法的な契約であり、JOHN DEERE G5 シリーズディスプレイユニット(以下「ディスプレイ」)と通信可能な JOHN DEERE ディスプレイユニットおよび関連する JOHN DEERE ソフトウェアおよび/またはハードウェアのお客様による使用について規定し、これらのディスプレイユニットには、G5Plus™ CommandCenter™、G5 CommandCenter™、G5Plus™ Universal、G5 Universal、G5e™、および G5 シリーズディスプレイと同じソフトウェアを使用する DEERE 以外の他のブランドのディスプレイが含まれます。

本ディスプレイの受け取り、お客様が販売店ではない場合の受け入れ保留、起動または使用により、お客様は本ディスプレイにプレインストールされているソフトウェア(以下「ソフトウェア」)に関して、本使用許諾契約の条件を承諾し、同意したものとみなされます。あなたは、後述する免責、責任の制限、解除、および調停の各条項を含む本使用許諾契約が、あなた、あなたが代表者として本ソフトウェアと本ディスプレイを使用している会社、およびその会社の従業員(本使用許諾契約においては総称して「お客様」)に適用されることに同意します。お客様が本使用許諾契約の条件に同意しない場合、あるいは、お客様の会社またはその従業員の代表としてこれらの条件を承諾することが許可されていない場合は、これらの諸条件を拒否してください。本使用許諾契約は、お客様と本ライセンサーとの間の本ソフトウェアに関する完全なる合意を意味し、お客様と本ライセンサーとの間で事前に取り交わされた任意の提案、表明、または理解に置き換わるものです。

1. ソフトウェアの説明。本ディスプレイにはすべてのソフトウェアがプレインストールされています。本ソフトウェアのいくつかの機能を使用する場合のライセンス料は本ディスプレイの購入価格に含まれています。本ソフトウェアのその他の機能を使用する場合は、追加のライセンス料を支払う必要があります。その際には、本ディスプレイに入力して(取扱説明書に記載されている手順に従って)機能を使用可能にするライセンス(「ライセンス」)を受け取ります。ライセンスの購入については、John Deere 販売店または他の認定ディストリビュータまでお問い合わせください。なお、John Deere 販売店、認定ディストリビュータまたは Deere & Company も

しくはその子会社や提携会社はこれらのライセンスについて追加の手数料を請求する必要があることに注意してください。本ソフトウェアには、別途ディスプレイ上にロードされるサードパーティアプリケーションまたはソフトウェアは含まれません。本ソフトウェアの一部の機能については期限があり、適用期間が終了した後は使用できません。このような機能を再度有効にするには、お近くの **John Deere** 販売店に連絡して追加のライセンスをご購入ください。

2. **ライセンス。**本ライセンサーは本契約書においてお客様に、本ソフトウェアを機械で読取り可能なオブジェクトコード形式で、本使用許諾契約および取扱説明書の当該条項で認めている範囲に限って使用する非排他的な使用权を提供し、お客様はこれを受入れます。本ソフトウェアは、最初にインストールされていたディスプレイのみで使用できます。また、そのディスプレイが作動せず、第5条の限定的保証に従って正規販売店から、同じモデル番号の交換のディスプレイが提供された場合、そのディスプレイに限って使用できます。お客様は、本使用許諾契約に基づくお客様の権利を、譲与、サブライセンス、委譲、担保提出、賃貸、賃借、または共有しないことに同意します。ただし、本使用許諾契約に規定されるお客様のすべての権利を、本契約の対象となるソフトウェアがインストールされているディスプレイの売却に伴って恒久的に譲渡する場合はその限りではありません。お客様が本ディスプレイの所有権を販売または譲渡する場合、お客様は、そのような被譲渡人に本使用許諾契約の条件と同等程度に限定的な条件を承諾させる必要があることに同意します。本使用許諾契約は、本ソフトウェアおよび/または本ディスプレイと相互通信が可能なあらゆるハードウェアおよび追加ソフトウェアにも適用されます。本ソフトウェアの期限付きの機能に関する使用許諾の期間は、該当する期間の終了と同時に終了します。
3. **ライセンサーの権利。**お客様は、本ソフトウェアが本ライセンサーまたはその使用許諾者の独占権の下にあり、著作権法に基づいて保護されていることを承諾して同意します。さらに、関連する知的所有権を含む、本ソフトウェアに関するすべての権利、権限、および利益が本ライセンサーおよびその使用許諾者ライセンサーに属しており、かつ付与され続けるべきであることを承諾して同意します。本使用許諾契約は、本ソフトウェアに対する権限または利益をお客様へ譲渡するものではなく、本使用許諾契約の条件に従って取り消し可能な限定的使用权のみをお客様に付与するものです。お客様は以下を行わないことに同意するものとします。(a) 本ソフトウェアを逆アセンブル、逆コンパイル、変更、もしくは解読すること、または、その中の著作権保護およびアプリケーション有効化メカニズムを無効化しようとする事。 (b) 本ソフトウェアをコピーまたは再現すること。 (c) アクティベーションコードをリバースエンジニアリングすることまたは新たにライセンスを作成すること。 (d) 本ソフトウェアの期限付き機能の有効期限を書き換えることまたは何らかの干渉をすること。 (e) 本ディスプレイのために作成されたライセンスを他のディスプレイまたは他の製品に使用しようと試みる事。 (f) 本ソフトウェアから著作権

、商標、またはその他の所有権表示を削除または消去しようとする。ただし、本ライセンサーもしくはその使用許諾者が書面によって明示的に許可している場合、または、こういった制限はあるものの、該当する法律に基づいて明示的に許可されている場合を除きます。またお客様は、お客様の管理下で行動するいかなる第三者にも上記の行為を許可しないことに同意するものとします。

4. **ライセンス料。**本ディスプレイにおいて当初から有効になっているソフトウェア機能のライセンス料はすべて本ディスプレイの当初の購入価格に含まれます。ただし上述の第1条で説明されているように、追加的な機能については別途ライセンス料が適用される場合があることにご注意ください。本契約において追加的なライセンス料金またはその他の手数料が本ライセンサーにより請求されることはありません。
5. **限定的保証。**ライセンサーは、以下で定義されている「**保証期間**」中、取扱説明書で規定されている該当する機能仕様(以下「**仕様**」)に従ってソフトウェアが正常に動作することを、その他の当事者の利益のためではなく、お客様の利益のみのために保証します。保証期間が終了する前に、本ソフトウェアが仕様に従って安定的に動作しなかった場合、お客様はその不良ソフトウェアの修理または交換のために本ディスプレイを購入場所に返却できます。「**保証期間**」は本ディスプレイが納品された日から1年間です。
6. **免責。**お客様は本契約によって、上記限定的保証(以下「**限定的保証**」)が本ソフトウェアに伴うあらゆる問題の唯一かつ排他的な救済を規定することに同意します。限定的保証で規定されている場合を除き、ソフトウェアは"現状のまま"ライセンスされ、法律その他によってソフトウェアに関して生じるすべての保証に関しては、ライセンサー、その関連会社およびサードパーティサプライヤにおいてはその請求を明示的に拒否し、お客様においてはその請求を明示的に放棄するものとします。これらの保証には以下を含みますが、これらに限定されることはありません。商品性または特定の用途に対する適合性に関する黙示的保証。実施手順、取扱い手順、取引慣習に起因する黙示的保証。所有権または非侵害性の保証。および不法行為、過失、厳格責任、契約またはその他の普通法もしくは衡平法的理論を含む、法の理論の下で生じるその他の保証。使用適合性に関する声明を含む(ただしこれに限定されるものではない)事実の表明またはその他の確認は、本ライセンサー、その関連会社またはサードパーティサプライヤによる保証とは見なされません。本ライセンサーは、本ディスプレイおよび/または本ソフトウェアがエラーを起こさないこと、または中断せず動作することを保証しません。
7. **責任の制限。**限定的保証において規定されている場合を除き、いかなる状況においても、本ライセンサー、その関連会社、またはそのサードパーティサプライヤは、お客様または第三者に対して、本ディスプレイのソフトウェア、本ソフトウェアの部分的もしくは全体的故障、本ソフトウェアのインストール、保守、保証もしくは



修理に関連した履行、不履行もしくは遅延による損失もしくは損害、作物損失に関する損害、土地に対する損害、機械に対する損害、利益の損失、取引の喪失もしくは信用の喪失、装置もしくはサービスの使用の損失、または本使用許諾契約のあらゆる面での履行もしくは不履行に起因する商取引もしくは評判に対する損害を含む、あらゆる種類の直接的、間接的、偶発的、または必然的損害の責任を、契約の記述または不法行為のあるなしを問わず、ライセンサー、その関係者、またはそのサードパーティサプライヤがそのような損害の可能性を忠告されていたかどうかに関係なく、負いません。いかなる場合も、本ソフトウェアの使用に起因するまたは関連するあらゆる申立て、訴訟、要求または法的措置の結果として生じた損失または損害に対する本ライセンサーのお客様または第三者に対する累積支払責任は、本ディスプレイおよび本ソフトウェアの使用許諾に対するお客様の支払合計を超えないものとします。

8. **ソフトウェアの保守。** 本ライセンサーは、独自の判断で、保証期間が切れた後も、お客様に本ソフトウェアの保守を提供できます。このような保守には、本ソフトウェアおよび/または該当する取扱説明書に対する変更、修正、または強化(以下「**アップグレード**」)の提供が含まれることがあります。本ライセンサーは、自己の裁量により、お客様に保守料金を請求する権利を有します(本限定的保証に基づいて修正が行われた場合を除く)。本使用許諾契約の受諾は、お客様が以下について同意したとみなされます。a) いかなるアップグレードも本使用許諾契約で規定するようにしてソフトウェアに含まれるとみなされること。b) アップグレードは本使用許諾契約の下でディスプレイソフトウェアに適用可能な条件によって規定されること。c) アップグレードによってソフトウェアの機能が変更され、機能の減少や削除もありうること。お客様は本使用許諾契約を締結する前およびアップグレードをインストール前に、**John Deere**販売店に連絡してアップグレードの影響を受ける機能に関する詳細情報を得ることができます。
9. **ライセンスの解除。** ソフトウェアの使用またはライセンサーの権利に関して、上記第2条と第3条の規定を含む(ただしこれらに限定されない)本使用許諾契約の重要な条項にお客様が違反した場合、本ライセンサーは、お客様に書面による解除通知を提示することをもって、本使用許諾契約に基づいて供与したライセンスを解除することができます。
10. **法律の順守。** ユーザーは、外国貿易の管理に関する法律や規則など、米国の法律、および該当する場合は居住する国の法律に従ってソフトウェアを使用することに同意します。本ソフトウェアは、他の国および団体への再販および/または移送を制限する輸出およびその他の外国貿易管理の対象になる場合があります。本使用許諾契約の条件を承諾することによって、お客様は、本ソフトウェアが輸出管理規則(Export Administration Regulations)および/または米財務省(Treasury Department of the United States)の外国貿易管理規則を含む(ただしこれらに限定されない)方法

で管理される可能性があることを理解していることを認めたこととなります。本ソフトウェアには引き続き該当する米国の法律が適用されます。

11. **賠償。** お客様がソフトウェアを使用したことに起因してまたは関連して、第三者がもたらしたあらゆる申立て、要求、処置、負傷、支払責任、損失、コストおよび費用 (妥当な法的費用を含む) に対して、ライセンサー、その関連会社およびサードパーティサプライヤ、ならびにそれらの役員、管理職、従業員、代理人、代理店 (以下、それぞれ「**免責対象者**」) を防御し、免責し、損害を与えないことにお客様は同意します。その際、そのような損失が全体的または部分的に、免責対象者の怠慢、契約不履行または過失によるものであるかは問わないものとします。
12. **商標。** 本契約では商標に対する権利、ライセンス、または所有権は一切付与されません。お客様は、本ライセンサーのいずれの商標に対してもこのような権利、ライセンス、または所有権を主張しないことに同意します。
13. **訴訟費用。** 本使用許諾契約のいずれかの当事者が他の当事者に対して本契約の該当事項に関する申し立てまたは訴訟を起こした場合、勝訴当事者が損害賠償に加えて、その他の付与された救済費用、妥当な弁護士費用、仲裁人手数料、および紛争解決センターの訴訟管理費用を請求する権利を有するものとします。
14. **分離可能性と権利放棄。** 本使用許諾契約の特定の条件が管轄裁判所によって無効または法的強制力がないと宣言された場合であっても、当該宣言は本契約の他の条件に対して効力を有しません。一方の当事者が本契約に従って付与された権利を行使しなかったこと、または本契約に対する違反行為についてもう一方の当事者に対して処置を講じなかったことは、将来違反があった場合に、当事者がその後の処置を実施する権利を放棄したとは見なされません。
15. **言語条項。** お客様の居住地の法律によって別途義務付けられる場合を除き、当事者は、本契約により、必要な本契約と本契約に関する他のすべての文書を英語のみで作成することに同意します。本使用許諾契約の翻訳版がある場合があります。本使用許諾契約の翻訳版と英語版の間に不一致または矛盾が存在する場合は、お客様の居住地の法律によって別の版を優先することが義務付けられている場合を除き、本使用許諾契約の英語版が優先されるものとします。
16. **ライセンサーによる譲渡。** 本ライセンサーは、お客様の事前の同意を得ることなく、本使用許諾契約を、本ライセンサーとの提携関係によって、あるいは、企業の再構築、合併、または買収に伴う譲渡によって、任意の会社または団体に譲渡できるものとします。
17. **準拠法と裁判所。** 本使用許諾契約は、米国イリノイ州の実体法に準拠します。本使用許諾契約に関連するすべての紛争については、イリノイ州ロックアイランド郡の各裁判所が独占的な裁判権を持ちます。本使用許諾契約は、任意の管轄区域または

国際物品売買契約に関する国際連合条約（United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods）の法律規則の矛盾に左右されず、その適用は明示的に除外されます。

18. **調停。** 第 17 条の条項の強制力が、当事者が仲裁に服することに同意することに依存する管轄区域にお客様が居住している場合、本使用許諾契約書からまたはそれに関連して生じた任意の係争または申し立てはその開始時点で施行されている係争解決のための国際センター（「**ICDR**」）の国際調停規則に従って調停によって決定されるものとします。調停は **ICDR** によって任命された唯一人の調停者の面前で行われるものとします。調停の場所は米国イリノイ州シカゴとし、調停の言語は英語とします。
19. **ライセンシーの表明。** 本契約に同意することにより、お客様は、（A）本契約書を読んで理解したことに同意します。（B）本契約を締結する権利を有していることを表明します。（C）本契約が、お客様、本ソフトウェアを入手した任意の法人、および本ソフトウェアの使用が許可された任意の法人に対して法的強制力があることに同意します。（D）本契約の義務を履行することに同意します。
20. **通知。** 本ライセンサーへのすべての通知は、配達証明郵便または書留郵便にて John Deere Shared Services, Inc., One John Deere Place, Moline, IL 61265 U.S.A.宛に送付するものとします。また、通知の写しを次の宛先に送付するものとします： John Deere Intelligent Solutions Group, ATTN: John Deere Display, 9505 Northpark Drive, Urbandale, IA 50131 U.S.A. ライセンサーに対するすべての通知は受領によって有効となるものとします。お客様に提供すべきすべての通知は、本ライセンサーの独自の判断で、本ライセンサー、John Deere販売業者、または本ディスプレイの購入に関連した本ライセンサーの別の販売パートナーに付与された住所に配達証明付き郵便または書留郵便を介して送付されます。ライセンサーが使用する通知手段はいずれも発送の時点で有効になります。お客様は、住所の変更を上記方法で本ライセンサーに通知することに同意します。
21. **サードパーティソフトウェアの通知とライセンス。** 本ソフトウェアの特定の部分に関する著作権は、他の第三者が所有またはライセンス供与するもの（「サードパーティソフトウェア」）である場合があります、ライセンスに基づいて使用および配布されます。サードパーティソフトウェアの付録書（この [リンク](#) から表示可能）には、サードパーティソフトウェアの承認、通知、およびライセンスが記載されています。サードパーティソフトウェアは、本使用許諾契約とは矛盾がある場合、該当するサードパーティソフトウェアライセンスに従って使用許諾されています。サードパーティソフトウェアには、GPL/LGPL またはその他のコピーレフトライセンスに基づいてライセンスされた著作権付きソフトウェアが含まれます。サードパーティソフトウェアの付属書には、このようなライセンスの写しが記載されています。お客様

は、下記住所に5ドル分の郵便為替または小切手を送付することによって、本ソフトウェアの最後の出荷から3年間に対応するすべてのソースコードを入手できます:

Deere Open Source Compliance Team  
P.O. Box 1202  
Moline, IL 61266-1202  
USA

支払のメモ欄に "source for John Deere Generation 5-Series Display Unit Software" とソフトウェアのバージョン番号を記入してください。この提供は、この情報を受け取っているすべての人に有効です。

22. **データ分析**。お客様のディスプレイには、ディスプレイからライセンサーおよびその関連会社とのデータ共有を許可する選択ができるものがあります。このデータはお客様自身、そのディスプレイを搭載している機械(「本機」)、またはその機械のオペレータに関するものではありません。このデータには本機(ディスプレイを含む)の使用に関する情報が含まれており、ライセンサーが製品とサービスを改善し、新しい製品やサービスを生み出す機能を利用できます。許可を選択している場合、お使いのディスプレイで [About Usage Data (使用データについて)] ページを参照して収集しているデータに関する詳細情報をご覧ください。許可を選択している場合、お客様はディスプレイデータ共有をいつでも不許可にする権利を有します。しかし、お客様が許可してから不許可にするまでの間にライセンサーと共有したデータに関しては、ライセンサーが既に受信し匿名化しています。そのため、それらのデータについてはライセンサーが消去することおよびお客様に返却することができません。ディスプレイから共有されるデータに加えて、Deere は JDLink テレマティクスサービスなど、他の Deere 製品やサービスを介して本機からデータを受信する場合もあります。データの収集と使用を含め、これらの製品またはサービスに適用される条件は、該当する製品またはサービス契約でカバーされます。ライセンサーによるデータ収集またはデータ分析処理に関してご質問がある場合は、John Deere データプライバシーページ (<https://www.deere.com/en/privacy-and-data/>) からライセンサーにお問い合わせください。

23. **ワイヤレス接続**。お使いのディスプレイは、ワイヤレス接続機能を備えています。お客様は、お使いのディスプレイへのすべての物理的接続とワイヤレス接続、およびディスプレイとのデータの送受信に使用するネットワークのセキュリティについて責任を負います。さらに、お客様はすべてのデータについて、またはディスプレイとのデータのワイヤレス送受信により生じる携帯電話サービスプロバイダーまたは他のワイヤレスサービスプロバイダーからの関連する課金についてすべての責任を負います。



24. **取扱説明書**。取扱説明書はディスプレイにデジタル形式で提供される場合があります。取扱説明書の最新版については、[www.deere.com/en/parts-and-service/manuals-and-training/operators-manual/](http://www.deere.com/en/parts-and-service/manuals-and-training/operators-manual/) にアクセスするか、John Deere 販売店までお問い合わせください。